

令和 3 年 8 月 30 日

郡市区等医師会 御中

大 阪 府 医 師 会  
( 公 印 省 略 )

「エレヌマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン  
（片頭痛発作の発症抑制）について」等について

平素は、本会事業に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府健康医療部より、標記について周知依頼がありました。

厚生労働省では、経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年 6 月 2 日閣議決定）において革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしています。

今般、下記のガイドラインが別添のとおり取りまとめられましたので、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

1. エレヌマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（片頭痛発作の発症抑制）について（令和 3 年 8 月 11 日薬生薬審発0811第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長）
2. フレマネズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（片頭痛発作の発症抑制）について（令和 3 年 8 月 11 日薬生薬審発0811第 5 号 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長）
3. テセルパツレブの最適使用推進ガイドラインについて（令和 3 年 8 月 11 日 薬生機審発0811第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長）

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL 06-6763-7006／FAX 06-6764-0267